CHIYODA
Yes,
We love.
教育と文化のまち千代田区

広報 千代田

2/5 NO.721
昭和62年（毎月5日・20日に発行）
発行：東京都千代田区
〒102千代田区九段南1-6-11 ☎264-0151（代）
編集：千代田区企画部広報課

自立して明日をきずく
23 TOKYO
特別区制度の改革

わがまちを考えよう

まちづくり　町会運営　高齢化社会

地区別懇談会を開催

地区別懇談会は、地域の身近な問題を、地域のみなさんが意見を出し合い考えていくものです。

今年も〝まちづくり〟を中心に町会運営や高齢化社会など地域ごとに独自のテーマにそって開催されます。

地域の新鮮な発想が、住みよい、魅力のあるまちをつくります。

左下表の日程で行いますので、ぜひ、ご参加ください。時間はいずれも午後6時30分からです。

問合せ　各出張所へ

※**訂正**　1月20日号折込みの区民カレンダー2月の中で25日、地区別懇談会、神保町区民会館とありますが、26日の誤りでした。おわびして訂正します。

▼地区別懇談会日程・テーマ（会場は各区民会館）

地区（出張所）	日　程	テ　ー　マ	問合せ
番　町	2月19日（木）	わがまちの将来を考える	☎263—3831
富士見	2月25日（水）	みんなで話し合おう地域の問題	☎263—3841
神保町	2月26日（木）	みんなで考えよう「わが町づくり」	☎263—0741
神田公園	2月24日（火）	これからの町会運営について	☎252—7691
万世橋	2月20日（金）	老いざかり	☎251—4691
和泉橋	2月18日（水）	（仮）神田東部住民センターの活用について	☎253—4931

※時間はいずれも午後6後30分から

区政を見つめよう!!

昭和62年度 区政モニター募集!!

第13期区政モニターを募集します。区政モニターは区民と区政のパイプ役。あなたの意見が千代田区をよりよいまちにしていきます。たくさんのご応募をお待ちしています。

区政モニター募集要項

募集人員　30名

応募資格　区内に住んでいる20歳以上のひと（公務員の方はご遠慮ください）

任期　4月1日から来年3月31日までの1年間

謝礼　1万2千円（年額）

応募方法　官製ハガキに下記のように記入して申込みを

申込先・問合先　〒102千代田区九段南1—6—11　千代田区企画部広報課広聴係へ

◀区政モニター応募ハガキ記載例

切手

〒102-□□
千代田区九段南一ノ六ノ十一
千代田区
企画部広報課
行

住所
氏名・年齢・性別
職業・電話番号

応募の動機

区政モニターの仕事

アンケート調査 “まちのレポート”随時報告

区政の課題について年4回程度アンケート（郵送回答）にお答えいただくほか、気がついたことなどをレポートしていただく随時報告があります。

アンケートは集計し、今後の施策に役立てていきます。随時報告については、関連する部・課に知らせ、後日、報告した方に処理の経過等を回答します。

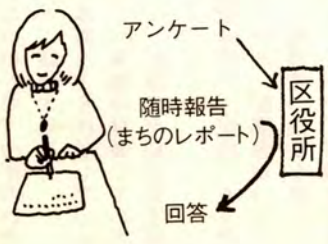

区政モニター 会議・研究会

モニター会議で、モニター相互の意見交換を行うほか、研究会では、区のかかえる問題について、第一線の職員がモニターのみなさんに説明します。会議は年2回、研究会は年5回程度行っています。

施設見学会への参加

千代田区の各種施設の見学会を年1回行います。今年は、麹町保健所や四番町図書館・歴史民俗資料館など昨年完成したばかりの施設も見学する予定です。

▲区立福祉作業所で

土地取引の前に届出を

都条例の届出は都市計画課へ

都心部における地価高騰は千代田区をむしばみ、本区の人口対策、まちづくりに大きな影響をおよぼしています。

東京都では、この状況に対応するために昨年12月「東京都土地取引の適正化に関する条例」を施行しました。この条例は、これまで、国土利用計画法により、取引対象面積が2千㎡以上の土地取引でなければ、届出が必要なかったものを、小規模な取引にも届出を義務づけるようにしたものです。地価抑制、土地の投機的取引の抑制などその効果が期待されています。

千代田区では、昨年12月から同条例の審査事務を行っています。

条例による届出は、つぎのような内容になっています。

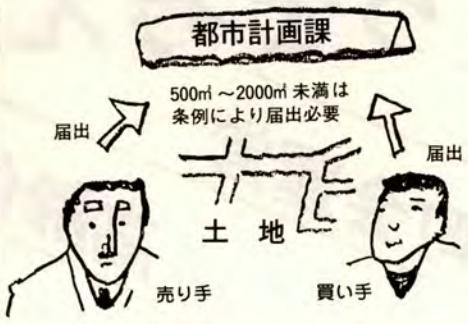

「東京都土地取引の適正化に関する条例」の届出の内容

届出とは　千代田区において、500㎡以上2千㎡未満の土地（一団の土地も含む）について、土地売買（地上権や賃借権を含む）の契約を締結しようとする場合には、売る人と買う人は、区長に届出てください。

届出の時点　条例の規定では、「契約をする前」に届出をしなければならないことになっています。届出てから6週間以内は、契約してはいけません。

届出をしなければならない人　土地の取引をしようとする場合の売る人と買う人です。

届出をしないで土地取引をした場合　届出をしないで土地取引をしたり、偽りの届出をすると罰せられます。

届出後の勧告　届出された取引の予定対価の額が著しく適正を欠く場合は、取引の中止や予定対価の額の変更を勧告することがあります。

届出先・問合先　都市整備部都市計画課。届出用紙が都市計画課にありますのでご利用ください。

街づくり協議会だより

～総論のまとめ～

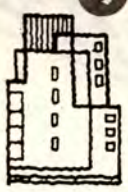

「千代田区を人が住み、活気あふれるまちにしよう」と発足した〝街づくり協議会〟。

活発な意見の背景には、委員ひとり一人の地域への〝想い〟が感じられます。

今回は、過去4回の協議会での意見を整理し、各論点についての基本的な考え方を紹介します。

▼方針策定の基本的認識

●街づくりは、ソフト・ハードが一体でなければならない。⇩策定する方針は、幅広いソフト面（街づくりに関する基本的な考え方）を背景にしながら、建替えや街並形成などのハード面の充実に向けて誘導する指針として策定する。

▼千代田区を愛する区民意識の重視

●街づくりは、経済面だけではなく地域を愛する気持ちを重視すべきだ⇩方針の中により強く反映するよう配慮していく。

▼土地問題

●行政・企業の協力を得て、自ら共同化を進め、人が住むための街づくりをすべきだ。⇩土地は所有するものから活して使うものという視点に立って敷地共同利用の推進など、皆がメリットのある活用方法を探る観点で方針に反映させる。

▼特別区制度の改革

●特別区制度の改革については、千代田区の街づくりを巡る課題解決につながるよう国や、都に対して働きかけを強める必要がある⇩千代田区の自治基盤が強化され、ひいては街づくり推進に有効となるように、働きかけを強める観点で方針に反映させる。

ご利用ください 区の各種資金

冠婚葬祭や病気で急にお金が必要になったとき

こどもが高校に進学するとき、個人で事業をしている方がほかから融資をうけられないとき。

こんなとき区の資金をご利用ください。困ったときにはお気軽にお問合せください。

申込み・問合せは　福祉部管理課厚生係へ

個人で事業をしている方に 生業資金100万円まで

個人で事業をしているひとが、ほかから融資を受けられないときにお貸しするものです。

貸付額　100万円以内（特別な場合には110万円以内）

利率　年3・65％

返済方法　6か月据置後、50か月の均等返済

貸付が受けられるひと

①区内に1年以上居住のこと

②主としてこの貸付金による事業で生計を立てていること

③住民税を完納していること

④連帯保証人がいること

申込期限　2月20日㈮

申込み・問合せ　福祉部管理課厚生係

応募資金20万円まで 結婚や病気の際に

就職、冠婚葬祭、病気などで急にお金が必要となったときにご利用ください。

貸付額　1世帯20万円以内（災害療養の場合40万円以内）

利率　無利子

返済方法　6か月据置後、20か月以内の均等返済（特別な場合は40か月以内）

貸付が受けられるひと

①区内に3か月以上居住のこと

②独立の生計を営む世帯主

③確実に返済できること

※なお、申込みには保証人は必要ありませんが、申込書のほかに、資金を必要とする証明が必要です。

申込み・問合せ　福祉部管理課厚生係

高額医療費支払いに 高額療養資金60万円まで

高額の医療費（保険適用分）や付添看護料の支払いに困ったときにご利用ください。

貸付額　高額療養費等の見込額（1か月60万円以内）

利率　無利子

返済方法　高額療養費等を本人にかわり区が受領することで、返済とします。

貸付が受けられるひと

①国民健康保険等に加入のこと

②区内に3か月以上居住のこと

③本人または家族が高額療養費や付添看護料の支給を受ける見込みがあること

④療養に必要な費用の支払いが困難であること

申込みに必要なもの

・医療機関の発行した医療費の明細書または請求書などで、入院中の保険診療の内訳がわかるもの

・高額療養費等の代理受領の委任状（委任状が出せないときは連帯保証人が必要）

・保険証と実印など

申込み・問合せ　福祉部管理課厚生係

高校進学、在学のひとに 奨学資金（無利子）

高校に在学中のひとや、こととしの4月に高校に進学するひとを対象に、奨学資金（無利子）をお貸しします。

貸付金額

・公立高校生＝月額1万3千円以内

・私立高校生＝月額2万2千円以内

・入学準備金　公立＝9万円以内、私立＝15万円以内

申込みができるひと

①保護者と同居し、区内に1年以上住んでいるひと

②経済的理由で修学が困難なひと

③高校在学者かことしの4月に入学するひと

④同種の奨学資金をほかから受けていないひと

返済方法　高校を卒業し1年経過後、10年以内の年賦、半年賦、または月賦のいずれか。

申込期限　3月7日㈯

申込み・問合せ　福祉部管理課厚生係

ご利用を 婦人福祉資金

婦人が、事業を開始したり、住宅の補修、お子さんの修学などで、お金が必要になったときに、お貸しするものです。

貸付が受けられるひと

①20歳以上で、区内に6か月以上住み、配偶者がいないか、配偶者の扶養を受けられないひとで、つぎのいずれかに該当すること

(イ)家族などを扶養しているひと(ロ)家族は扶養していないが、所得額が262万6千円以下のひと

②20歳未満で、区内に6か月以上住み、配偶者がいないか、配偶者の扶養を受けられないひとで、家族などを扶養していること

申込み　福祉部管理課厚生係

▼婦人福祉資金の種類と貸付限度額など

資金の種類	貸付限度額	据置期間	返済期間	利子(率)
事業開始資金	1,400,000円	1　年	6年以内	3　%
技能習得資金	月額 16,000円(習得期間中)	6か月	10年以内	無利子
就職支度資金	70,000円	1　年	5年以内	3　%
住宅資金	900,000円	6か月	6年以内	3　%
療養資金	200,000円(特別な場合は36万円)	6か月	5年以内	3　%
結婚資金	160,000円	6か月	5年以内	3　%
修学資金	月額 9,000円～34,000円	6か月	20年以内	無利子
事業継続資金	700,000円	6か月	3年以内	3　%
転宅資金	78,000円	6か月	3年以内	3　%
生活資金	月額 78,000円	6か月	5年または10年以内	3　%
就学支度資金	70,000円	6か月	20年以内	無利子

千代田区議会議員選挙立候補予定者説明会

とき　2月23日㈪　午後1時30分

会場　区役所6階会議室

問合せ　選挙管理委員会へ

人事異動〈その2〉

■**課長級**［12月8日付］（内は旧職　二内は担当事務）

福祉部管理課長＝**林一彦**（土木部管理課長）同部国民年金課長＝**秋山やす江**（区民部副主幹［消費生活担当］）保健衛生部保健課長＝**桑名栄一**（福祉部国民年金課長）土木部管理課長＝**篠田公一郎**（教委社会教育課長）教委庶務課長＝**大山恭司**（福祉部管理課長）教委社会教育課長＝**菊地信也**（神田公園出張所長）

健康ガイド

▶麹町保健所
〒102 平河町2-7-4 ☎221-1311

▶神田保健所
〒101 神田錦町3-10 ☎291-3641

■精神衛生相談（予約制）
とき 3月13日㈮午後1時30分～3時
会場 麹町保健所
対象 心の問題で悩み、生活に支障をきたされている方で2名（先着順）
申込み 麹町保健所予防課

■療育相談（予約制）
とき 3月19日㈭午後2時～3時
対象 先天性股関節脱臼や斜けいなど身体に障害があるかそのおそれのある乳幼児
内容 専門医による相談と診察
申込み 麹町保健所予防課

■糖尿病教室（予約制）
とき 3月5日㈭午前10～午後2時
会場 神田保健所
対象 区内在住、在勤者で、糖尿病の方やその家族で20名
申込み 神田保健所予防課

■子宮がん検診（予約制）
とき 3月12日㈭午後1時～2時
会場 東京都がん検診センター
対象 区内に住む30歳以上の女性で30名（先着順）
申込み 神田保健所予防課

健康メモ

成人病について その2

1月20日号では、成人病でもがん、心臓病、脳卒中についてのべましたが、今回は、最近増えている糖尿病、肝臓病についてのべます。

糖尿病はご存知の通り、膵臓のランゲルハンス島の細胞から分泌されるインシュリンの不足から生じるもので、血液中の糖分が増えて来て、それが尿にも出てくるようになります。多尿、多食、多飲が三大症状と言われています。栄養源の糖分が使われないものですからしだいにやせてきます。

現在のところ予防と治療の最大の方法は食事療法です。適正なエネルギーは医師や栄養士に従ってください。食事療法で適応できないひとは、血糖下降剤やインシュリンを使用する場合も出てきます。中年以後に発病する糖尿病は、家系に糖尿病の人が居て、肥満をきっかけにして起る場合が多いようです。

糖尿病がこわいのは、その合併症です。糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症など、全身の細い動脈が硬化を起し、失明、心筋硬塞、脳卒中などの原因となります。尿の糖は尿検査で検出可能です。さらに血糖検査で確定されます。

つぎは肝臓病ですが最近もっぱら話題になっているのはHb抗原ウイルスによる肝炎です。日本では、2～3百万人のキャリアー（保因者）が居ると言われています。予防ワクチンが出来たので、母から子供への感染の予防が可能になりました。自分がキャリアーかどうかは血液検査で発見が可能です。夫婦間、兄弟など水平感染も起り得ますが、血液による感染ほど強くないようです。

Hbウィルスによる肝障害以外に、アルコールによる肝障害もあります。アルコールは肝臓で解毒されるので多量のアルコール摂取は肝臓を弱めます。1日清酒なら3合、ビールなら3本、ウイスキーなら水割り3杯が限度です。1日清酒5合を10年間飲み続けたなら、ほぼ100%肝硬変になると言われますからこわいものです。

成人病予防のために、日ごろから定期検診を受けましょう。

「老人保健法」医療受給者証」をお持ちの方に「医療費通知」を送付

お年寄りにとっては健康がなにより。毎日を元気に過すには、健康への認識を深めることが大切です。そのためには自分がどのような診療を受けたのか知ることが必要です。

そこで、「老人保健法」医療受給者証」をお持ちの方に、昭和61年9月の診療分にかかった医療費の額などをお知らせすることになりました。

2月の下旬に封書で通知いたしますが、**この通知を受けとられても、特に手続きを行う必要はありません。**

問合せ 高齢者福祉課医療助成係

麹町・神田両保健所で エイズ相談窓口開設

区では、エイズに対する区民の方の不安をなくすため、麹町・神田両保健所で相談窓口を開設しています。ご利用ください。

電話相談 午前9時から午後5時
来所相談 毎週月曜日午前9時～10時30分（来所相談の場合は事前の電話で予約を）
問合せ 両保健所予防課へ
・麹町保健所☎221—1311
・神田保健所☎291—3641
※エイズの疾病については2月20号の健康メモでお知らせします。

ネズミの一斉駆除

2月21日㈯～2月27日㈮

伝染病予防と良好な環境づくりのため、ネズミ一斉駆除を行います。

ネズミ駆除は、地域ぐるみで一斉に行うことがもっとも効果的です。

薬剤は町会を通じて各家庭に配布します。説明書を読んでご使用ください。

とき 2月21日㈯～27日㈮
※ネズミ取器も無料で貸出します。
問合せ 保健衛生部管理課

国民年金で融資を

国民年金では、加入者に住宅の購入資金を、年金を受けている方には生活に必要な資金をお貸しします。

被保険者

住宅資金融資

国民年金加入者が、自ら住む住宅を購入するときなど。

融資金額 110万～300万円
利率 一般住宅＝年5・75％（変動することがあり）
返済方法 毎月元利均等返済
申込みに必要なもの
担保（加入者が取得する住宅および土地）、連帯保証人が必要です。
融資が受けられるひと
①現在国民年金に加入していること（厚生年金・共済年金加入者は除く）②加入期間が3年以上あること（他の年金と通算も可）③住宅金融公庫の融資を利用すること④収入月額が毎月返済する元利金の5倍以上あること
問合せ 住宅金融公庫（812—1111）、年金福祉事業団（☎502—2481）

年金受給者

担保融資

国民年金からすでに年金を受けているひとは、教育・医療・冠婚葬祭などに必要な資金が借りられます。（老齢福祉年金は除く）

融資金額 現在受けている年金額の1・5倍まで（10万円～200万円まで）
利率 年6・05％
返済方法 現在受けている年金を融資額の返済にあてます。
申込みに必要なもの
連帯保証人が必要です。
問合せ 住宅金融公庫（812—1111）、年金福祉事業団（☎502—2481）

4月1日から 児童手当制度が変わります

児童手当制度が4月1日から変わります。

これは、昭和63年4月1日からの新しい制度の完全実施まで、経過的な処置（下表）がとられ段階的に支給対象が変わるためです。

昭和62年4月1日～同63年3月31日の経過措置

受給資格者は
昭和58年4月2日以降に生まれた児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育していること。または昭和53年4月2日以降に生まれた児童を含む18歳未満の児童を3人以上養育していること。なお、自分のこどもでなくても、そのこどもを養育していれば受給要件を満たすことになります。

(注)所得が一定額以上の方は手当は受けられません。

手当の支給額は
・2人目の児童＝2千500円
・3人目以降の児童＝5千円

請求の方法は
受給資格要件に該当する方でまだ児童手当の支給を受けていない方は、住所のある区役所へ手続きをしてください。

昭和62年4月1日から新しく対象となる方は、3月31日までに手続きを。また現在児童手当の受給者で、4月1日から対象児童が増える方も3月31日までに手続きをしてください。

問合せ 児童課児童係へ

▼新制度実施までの各年度の対象児童と手当額

年度	対象児童（18歳未満）	手当額（月額）	備考
昭和61年度（61年6月1日～62年3月31日）	児童を2人養育し、2人目が昭和59年6月2日以降に生まれた児童	2人目に 2,500円	非課税世帯に対する2000円の加算がなくなりました
	児童を3人以上養育し、3人目以降が中学校卒業前の児童	3人目以降1人につき 5,000円	
昭和62年度（62年4月1日～63年3月31日）	児童を2人養育し、2人目が昭和58年4月2日以降に生まれた児童	2人目に 2,500円	※小学校4年生以上の児童には支給されません
	※児童を3人以上養育し、3人目以降が小学校3年生まで（昭和53年4月2日生以降）の児童	3人目以降1人につき 5,000円	
昭和63年度（63年4月1日～）	児童を2人以上養育し、2人目以降が小学校入学前の児童	2人目に 2,500円 3人目以降1人につき 5,000円	小学生以上の児童には支給されません

心臓病児をもつ親のつどい

とき 2月22日㈰午前10時～午後4時
会場 全国労音会館（西神田3—9—10（☎265—6366）
問合せ 都衛生局公衆衛生部母子衛生課（☎212—3835）

～高齢者のための相談～

とき・会場 2月18日㈬番町出張所　2月19日㈭和泉橋出張所　2月20日㈮神保町出張所
時間はいずれも午前10時～午後3時
問合せ 千代田区高齢者事業団（☎234—0028）

寄附

社会福祉事業資金として
金1千万円
台東区浅草橋5—3—1
大木野信太郎様
金5万8千930円
神田税務署
瀬尾ゆかり様
神定 栄一様
有田 典代様
及川 三枝様

郷土史講座

「江戸の歴史と生活」

最近は、〝時代劇〟がちょっとしたブーム。今回の郷土史講座では、時代劇などではあまりみられない江戸市民のくらしにスポットをあてていきます。下級旗本の生活や、当時の災害の状況など、知られざる〝江戸〟をさぐっていきます。

▼江戸の歴史と生活

日程	テーマ
3月5日㈭	江戸の上水
3月12日㈭	江戸の災害
3月19日㈭	下級旗本の生活
3月26日㈭	江戸周辺の農村

とき 3月5日～26日の毎週木曜日午後6時30分～8時30分
会場 九段社会教育会館
講師 東京都教育庁文化課学芸員 馬場憲一氏
対象 区内在住、在勤者40名
受講料 無料

あなたを活かす

社会教育リーダーのための講座

あなたの趣味や、特技、能力を活かして、社会教育リーダー（指導者）として活躍してみませんか。

趣味、特技がない、という方も、誰でもできる新しい「ボランティア活動」について学んでみませんか。

会場 九段社会教育会館
講師 立教大学教授 岡本包治氏
対象 社会教育リーダー登録者、各団体・サークルのリーダーとメンバー、希望する一般区民の方45名。
申込み・問合せ 電話かハガキで千代田区教育委員会社会教育課（〒102千代田区九段南1—5—10 ☎234—2841）ハガキ申込みの場合は、講座名と住所、氏名、年齢、職業を記入して2月23日㈪（必着）までに同課へ。

▼社会教育リーダーのための講座日程・テーマ

日程	テーマ
2月25日㈬	現代社会と市民としての生き方
3月4日㈬	いつでも、どこでも、誰でもができる「ボランティア活動」とは
3月11日㈬	団体活動とボランティア

▲時間はいずれも午後6時30分～8時30分

消費者講座

講師は——樋口恵子さん

これからの消費生活に望むこと

—安易な浪費から賢い消費へ—

テレビ、ラジオ等で活躍中の評論家樋口恵子さんを講師に招き「消費者講座」を開催します。

とき 2月16日㈪午後1時30分～3時30分
会場 区役所6階会議室
定員 50名
申込み・問合せ 生活勤労係へ電話で。（受付中）

祭りばやしがきこえる

伝承講座

～横笛づくり～

小気味よく鳴りひびくまつりばやしの横笛。

今回の伝承講座では、日本の民俗芸能にはなくてはならない横笛の作り方を学びます。自分で作って自分で吹く。きっとたのしいですよ！

とき 3月3日㈫、10日㈫、17日㈫の延3回、午後6時30分～8時30分
会場 九段社会教育会館
講師 無形民俗文化財江戸里神楽若山社中囃子方 鈴木恭介氏
対象 区内在住、在勤者で30名（多数のときは区民優先のうえ抽選）
受講料 無料（材料費3千円は負担）

郷土史講座 伝承講座 申込方法

往復ハガキに①講座名（郷土史講座か伝承講座。1通で1講座のみ受付）②住所③氏名④年齢・性別⑤電話番号⑥勤務先（所在地、名称、電話番号）を記入のうえ2月23日（必着）までに、〒102千代田区九段南1—5—10千代田区教育委員会社会教育課事業係 ☎234—2841へ

施設だより

児童館

■富士見児童館 ☎262—1040
●映画会 2月21日㈯午後2時30分「三匹荒野を行く」（ディズニー作品）

高齢者センター ☎265—3981

■マッサージサービス
とき 3月1日㈰、4日㈬、午前10時～午後4時50分
申込み 2月23日㈪からセンター窓口で整理券をお渡しします。（先着140名）

■ご利用ください センターの相談事業
●就労相談＝求人と求職＝ 毎月第4水曜日、午前10時から午後3時。文京高齢者無料職業紹介所の所員による出張相談。右記以外のご利用は、☎814—6536の同紹介所へ問合せを。
なお、官庁・事業所・個人で高齢者むきの仕事を提供できる方のご相談も同時に受付ています。
●生活相談＝心配ごと何でも＝ 毎週月～金曜日、午前10時から午後4時

千代田図書館 ☎264—0151

■出張所・高齢者センターで本が借りられます
各出張所と高齢者センターには、小説を主体とした巡回文庫があります。
管内にお住まいの方なら窓口で住所・氏名などを書くだけで、借りる手続きも簡単！気軽にご利用を。
問合せ 千代田図書館事業係

ごあんない

■2月27日まで 「入札参加願い」の受付
昭和62・63年度中に千代田区が発注する工事の請負いなどについて、区と取引を希望する方の入札参加資格申請の受付を行っています。
受付期間 2月27日㈮までの土曜、日曜、祝日を除く毎日、午前9時30分から午後4時まで。
受付場所 区役所6階会議室
問合せ 経理課契約係

■経営講習会「中小企業のための相続・贈与税対策セミナー」
とき 2月20日㈮午後1時30分～4時
会場 区立産業会館
講師 公認会計士 西浦正浩氏
対象 区内中小企業の経営者と従業員で100名（先着順）
申込み・問合せ 電話で区立産業会館（☎233—1461）へ。

3月28日 第3回 じどうかん こどもげきじょう

とき 3月28日㈯、開場＝午後1時、開演＝午後1時30分
ところ 千代田区公会堂
ないよう 劇団ひまわり公演「オニの子ブン」
区内の幼児（3歳以上で保護者のつきそいが必要）、小学生、中学生が見られます。入場は無料ですが、児童館発行の整理券が必要です。
申込み 申込み用紙を3月7日㈯から配布します。整理券との引替えは、3月14日㈯午後1時から先着順に受付ます。
くわしくは各児童館へ
西神田児童館☎294—0631
神田児童館☎253—6021
富士見児童館☎262—1040
四番町児童館☎234—3084
一番町児童館☎230—0866

まちの話題'87

成人式おめでとう!!

1月15日、千代田区に千293人の新成人が誕生！

成人を祝ってこの日、千代田区公会堂で〝成人の日のつどい〟が行われました。

今年は外国の方も招待しチョッピリ国際色豊かに(?)記念講演では、徳光アナウンサーが、ユーモアを交え、「失敗をおそれるな、固定観念にとらわれるな」と新成人にエールを贈りました。

第2部のコンサートも菅原やすのりさんの歌とメッセージでもりあがりました。

▲徳光アナと菅原さん

のびゆくこどもたち

錦華小 ランチルームびらき

1月13日、錦華小学校で、ランチルーム（食堂）がオープンしました。楽しく、衛生的な給食を、と今年度から設置を始めたもので、錦華小が区内第1号。

二教室をぶち抜き、内装、照明を整え、ちょっとしたレストラン並みに仕上げられています。定員は80名で、クラスや学年のちがうこどもが、いっしょに食事できます。

今年度中に、錦華小を含め4校。4年計画で全14小中学校に設置する予定です。

求人情報（内職）

「和裁」のできる方
ご連絡ください。
連絡・問合先 生活勤労係

競うのは
スピードよりも
よいマナー
～若者の二輪車事故防止～

第13回 区民世論調査のあらまし

〝区民が区政に望むものは何か〟区では、各種の広聴活動を行っています。

広聴活動のうち、区民の声を聞くものに「区民世論調査」があります。これは、無作為に選出した20歳以上の区民千人の方を対象に行います。

今回「世論調査」を実施したところ、回収率は75.7%でした。その結果がまとまりましたので、ご紹介します。

区民の定住性

居住年数と定住意向

○生まれてからずっとが26%

千代田区での居住年数を聞いてみると、「30年以上」が26・9%と多く、以下、「生まれてからずっと」が26・2%、「10~19年」が13・6%でした。

〈居住年数〉

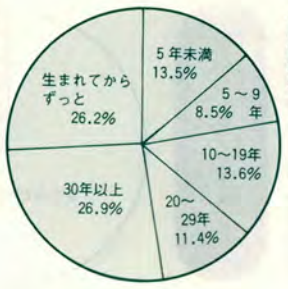

○横ばい続く定住意向

これからも住むかどうかを聞くと「永住するつもり」が60・5%、「当分はここに住むつもり」が25・4%と、85・9%のひとが定住の意向を示していました。

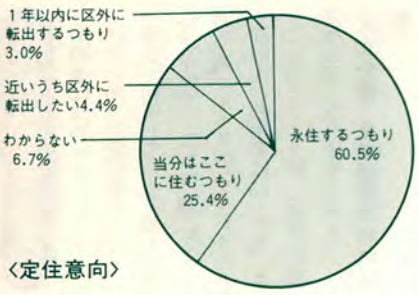

〈定住意向〉

都区制度改革

千代田区を含め東京23区は、「特別区」と呼ばれています。ここでは、特別区制度や、都区制度の改革の動きの周知度について調べてみました。

暮らしよさ

○約7割が暮らしやすい

千代田区が暮らしやすいまちかどうかを聞いてみると、〝暮らしよい派〟が67・6%、〝暮らしにくい派〟が32・3%でした。

〈暮らしよさ〉

特別区制度の周知度

○都と区の仕事分担の周知は65%

「ごみの収集やまちづくり計画など」は区の仕事でなく、東京都が行っていることについて、「よく知っている」が21・7%、これに「ある程度知っている」を加えた周知度は66・6%でした。

〈仕事分担の周知度〉

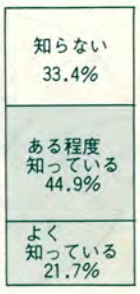

○「財政調整」知っている人は43%

都と区との「財政調整」については、「よく知っている」が12・2%、これに「ある程度知っている」を合わせた周知度は、43・1%でした。

〈財政調整の周知度〉

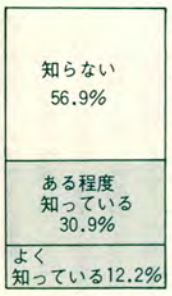

都区制度改革の動きの周知度

○知っている人は、30%

都区制度改革の動向について「よく知っている」が6・1%、これに「ある程度知っている」を合わせた周知度は29・5%でした。

〈都区制度改革の動きの周知度〉

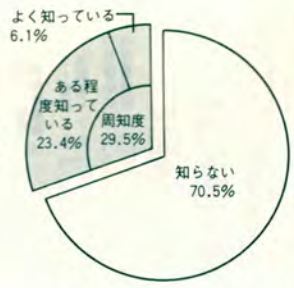

商店街振興

昼間人口と夜間人口の隔差は、区内の商店街に大きな影響をもたらしています。地元の人ばかりでなく、他からも人々が集まるような商店街とはどのようなものかを調べてみました。

【周知媒体】（すべて回答）

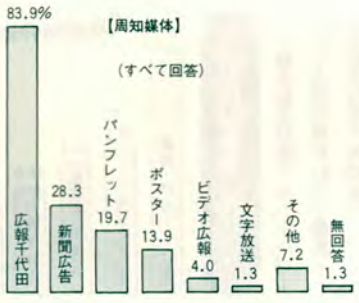

地元商店街の利用状況

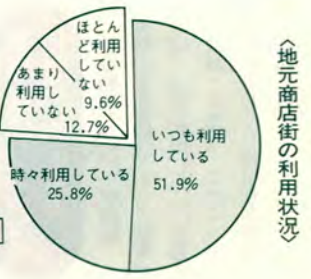

〈地元商店街の利用状況〉

【利用している商店街】（1つだけ回答）

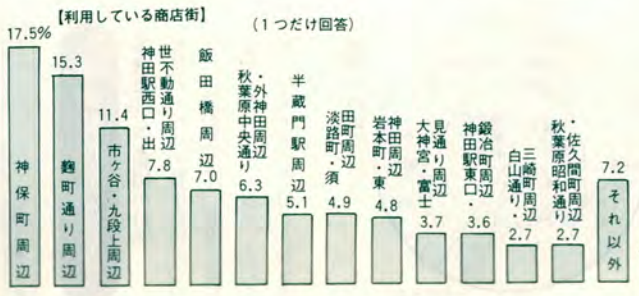

地元商店街への要望

○「日曜・祝日にも買物できるように」「品数を増やして」が2大要望

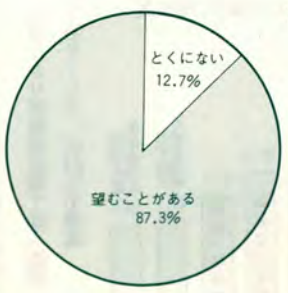

〈地元商店街への要望〉

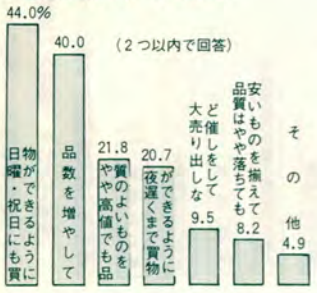

地元商店街の利用状況

○神保町周辺」「麹町通り」での買物が比較的多い

日常の買物で地元の商店街を「いつも利用している」が51・9%で、半数を上回り、これに「時々利用している」を合わせると利用率は78%になりました。

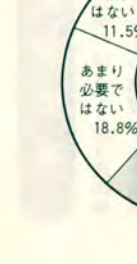

地元商店街の利用状況

○神保町周辺」「麹町通り」での買物が比較的多い

日常の買物で地元の商店街を「いつも利用している」が51・9%で、半数を上回り、これに「時々利用している」を合わせると利用率は78%になりました。

街づくり

区では、区民にとって暮らしやすい生活環境をつくるために積極的に街づくりを進めています。ここでは、千代田区のイメージや街づくりの方向性などについて聞いてみました。

千代田のまちのイメージ

○「歴史と文化が重なりあった伝統あるまち」が33%で最多

千代田区のイメージについて聞いたところ、「歴史と文化が重なり合った伝統あるまち」が32・2%で最も多く、次いで、「中枢管理機能が集積し情報が蓄積したまち」「様々な人が交流する多様性あるまち」、「住みやすさと利便性を合わせもった快適なまち」「新鮮な刺激を与える活気あるまち」の順でした。

【千代田のまちのイメージ】（1つだけ回答）

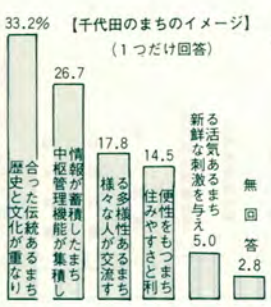

街づくり協議会への参加・協力意向

○参加意向は48%

〈街づくり協議会への参加・協力意向〉

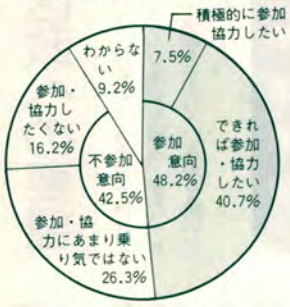

街づくりの必要性

○必要派は63%

建て替えや共同化などによる「街づくりの必要性を聞いたところ、「ぜひ必要だ」が30・0%で、これに「まあ」を合わせた《必要派》は、62・6%、一方、「あまり」「必要ではない」を合わせた《不要派》は30・3%でした。

〈街づくりの必要性〉

魅力ある商店街

魅力ある商店街

○「散歩もできる商店街」「大型店と一般店との共存」が魅力的

魅力的な商店街の条件としては、「街路樹や草花などが植えられ散歩もできる商店街」が48・7%と半数近くを占め、「スーパーなどの大型店と一般の商店とが共存している商店街」46・0%がこれに次いでいます。

〈魅力ある商店街〉（2つ以内で回答）

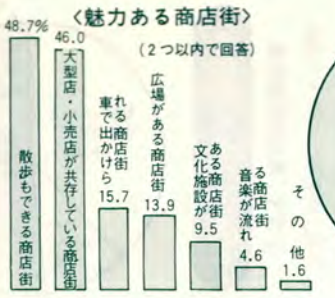

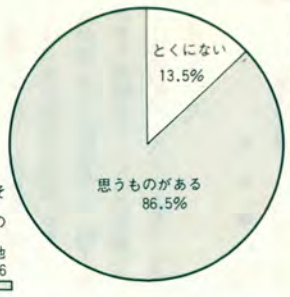

魅力的なまち

○「銀座」、「日本橋」、「新宿」の順

買物をするまちとしては、「銀座」に魅力を感じる人が27・5%で最も多く、ついで「日本橋」17・6%、「新宿」14・0%、「上野」9・8%の順となりました。

これらのまちについて全体として感じる魅力は、「品数が豊富でほしいものが買える」が過半数を占め最も多く、ついで「デパートがある」「交通の便がよい」の順でした。

〈魅力的なまち〉

【魅力あるまち】

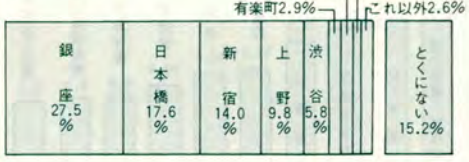

【そのまちの魅力】（3つ以内で回答）

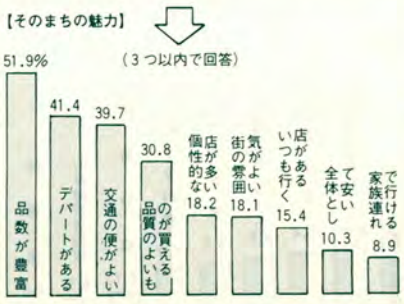

街づくりの方向性

○**住宅と商業施設との共存が57%で最多**

千代田区の街づくりの方向としては、「住宅と商業施設とが共存する地域として整備する」が56・5%で過半数を占め、ついで「おもに住宅地域」17・2%、「おもに商業地域」の順でした。

〈街づくりの方向性〉
（1つだけ回答）

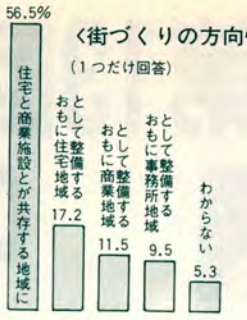

街づくりへの期待

○**生活に密着した土地・建物の利用を**

区への期待としては、「ゆとりある道路など生活に密着した施設を整備する」が34・2%、「土地・建物の利用などを区民の意向に沿うよう誘導する」が33・7%を占め、次いで、「街づくりに役立つ制度をつくる」13・5%、「街づくりのための相談相手となり、助言する」10・3%の順でした。

〈街づくりへの期待〉

公園・広場

都心部の公園は、子供の遊び場やお年寄りの憩いの場などでは語りつくせない面をもっています。ここでは公園の利用状況や整備の方向などを聞いてみました。

区立公園・児童遊園の利用状況

○**利用率は26%**

区立公園・児童遊園を「ほとんど毎日」利用していると答えた人は4・1%で、これに「週に2~3回」「週に1~2回」を合わせた週1回以上の利用者は13・7%、さらに「月に1~2回」を加えた利用率は25・5%となりました。

〈区立公園・児童遊園の利用状況〉

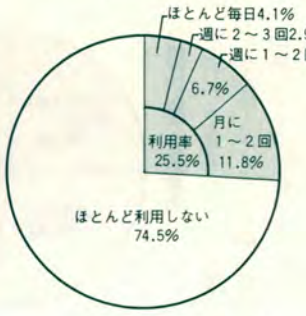

交流の場として親しまれる方策

○**各種の催しが行えるように**

公園が地域の交流の場となるためには、「各種の催しが行えるようにする」ことが必要という人が27・5%、次いで「地域が中心になって公園づくりに積極的に参加・協力する」20・5%「除草など管理運営に地域が参加できるようにする」17・4%の順でした。

〈交流の場として親しまれる方策〉

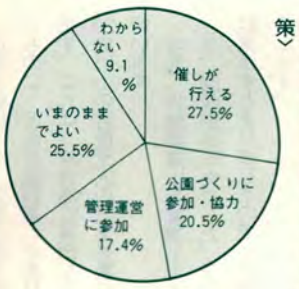

広場の整備の方向

○**「お年寄りの散歩・休息」「子供の仲間遊び」の場が2大要望**

公園の広場の整備については、「お年寄りが散歩・休息できるよう」が34・1%、「仲間遊びなど子供が自由に遊べるよう」が33・3%で、これが2大要望となりました。

〈広場の整備の方向〉

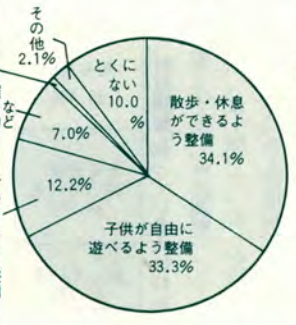

高齢者対策

千代田区の65歳以上の高齢者は、昭和61年1月1日現在、区内人口の13・8%を占めており、千代田区は23区の中でも高齢者の比率が最も高いグループに属しています。ここでは高齢者対策事業の周知度とともに、費用負担や家事援助サービスなどについての区民の意向を聞いてみました。

大切にしたい都会の緑

○**「大規模な緑」が38%で最多**

大切にしたい都会の緑では、「皇居や北の丸公園などの大規模な緑」をあげる人が37・9%で最も多く、また、「街路樹や歩道の植込み」31・0%、「身近かな公園の草木」22・3%と都市的な緑をあげる人も多くいました。

〈大切にしたい都会の緑〉

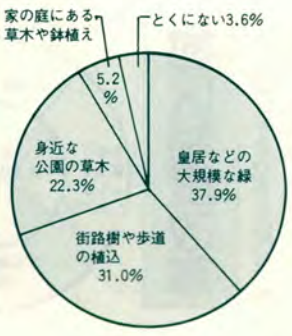

高齢時の生きがい

○**「趣味・スポーツ・教養」が59%**

高齢時に生きがいにしたいことでは、「趣味・スポーツ・教養」が58・5%で半数を超えていました。ついで「友人との交際」33・6%、「配偶者との暮らし」29・9%、「仕事を持つ」24・0%の順でした。

〈高齢時の生きがい〉

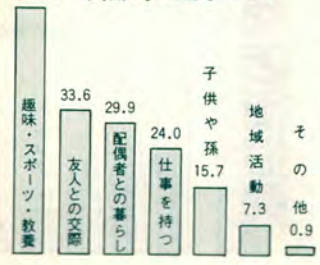

高齢者対策事業の周知状況

○**一般高齢者対策では「シルバーパス」の周知度が82%で最高**

〈高齢者対策の周知度〉

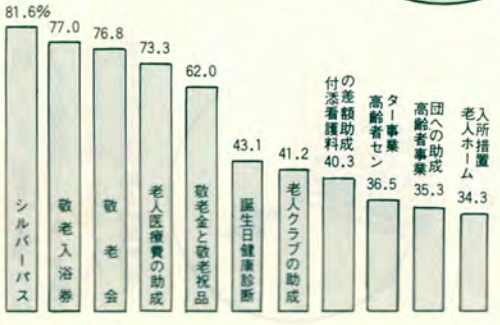

ひとり暮らし高齢者対策では、「警報ベル設置」が42%で最高。

〈ひとり暮らし高齢者対策の周知度〉

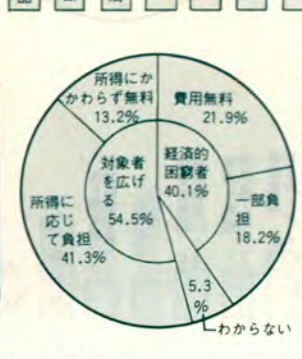

寝たきり高齢者対策では「巡回入浴サービス」が68%で最高

〈寝たきり高齢者対策の周知度〉

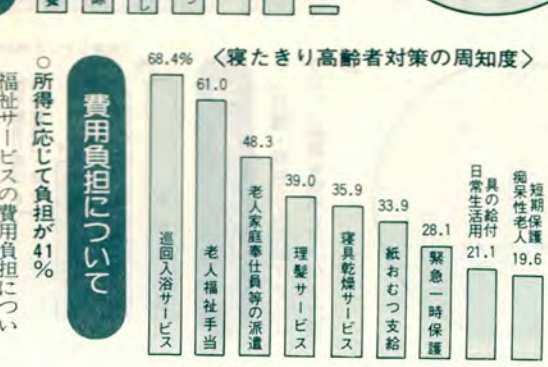

費用負担について

○**所得に応じて負担が41%**

福祉サービスの費用負担については、「対象者を広げ、所得に応じて費用を負担してもらう」という応能負担の考え方が41・3%を占めました。

〈費用負担について〉

家事援助サービス制度の利用意向

○**「ぜひ利用したい」が34%**

有料の家事援助サービス制度があれば、「ぜひ利用したい」と答えた人は34・2%で、これに「できれば」をあわせた利用意向者は、69・5%にのぼりました。

〈家事援助サービス制度の利用意向〉

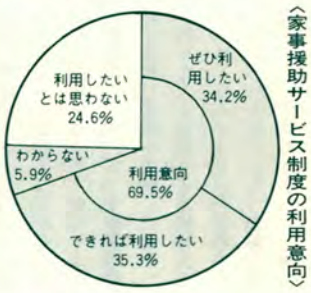

家事援助活動への参加意向

○**「ぜひ参加したい」は5%**

家事援助のボランティア活動に「ぜひ参加したい」と積極的な参加意向を示した人は5・0%でした。しかし、これに、「できれば参加したい」を合わせた参加意向者は51・9%と過半数を超えました。

〈家事援助活動への参加意向〉

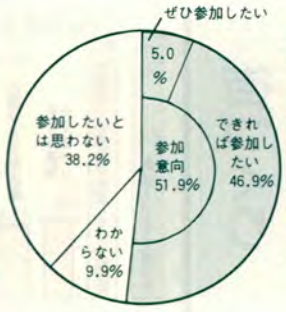

高齢者対策への要望

○**「年金制度の充実」が59%**

重視してほしい高齢者対策としては、「年金制度の充実」をあげる人が58・8%と断然多く、以下「寝たきり高齢者サービスの充実」「近くに特別養護老人ホームをつくる」と続きました。

〈高齢者対策への要望〉

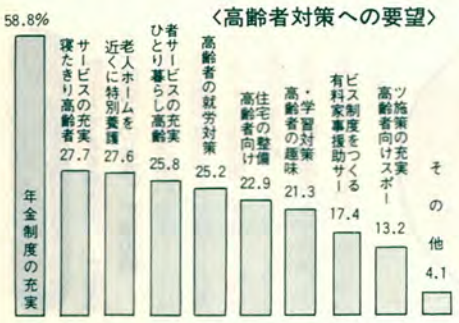

区政への要望

いま、区民のみなさんが区政に対しどんな施策を望み、また、どんな施設を求めているかを聞いてみました。

施策要望

○**高齢者対策が首位に**

区に力を入れてほしいと思う施策の上位3つは、「高齢者対策」32・6%「住宅対策」29・5%「環境美化対策」26・4%の順でした。

〈施策要望〉

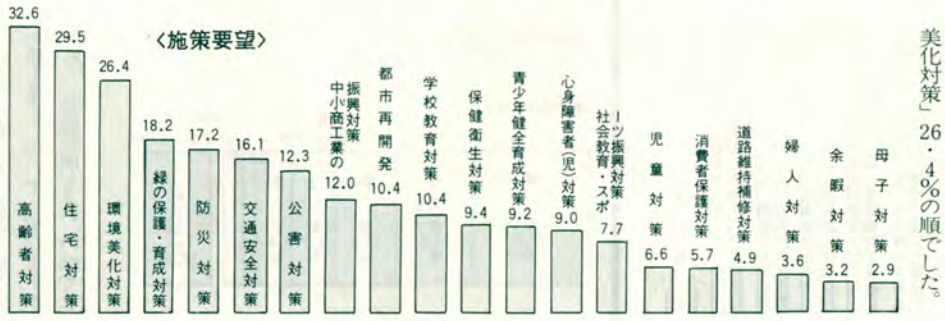

施設要望

○**近くにあればよいと思う区の施設は、「スポーツ施設」が6年連続で第1位。**

近くにあればよいと思う施設を3つ以内で選んでもらったところ、結果は、「スポーツ施設」が37・9%の高率で6年連続の第一位を占めました。また、過去5回の調査とも上位5位までは、ほぼ同様の項目で占められていて、大きな変化は見られません。

〈施設要望〉

区民世論調査についての問合せは
企画部広報課へ